

第六次国有林野施業実施計画書  
第二次変更計画

(中部山岳森林計画区)

[変更年月]

第一次変更 令和 4 年 3 月

第二次変更 令和 6 年 3 月

林野庁中部森林管理局

## 目 次

I 変更事由 .....	1
・伐採総量について	
・特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積について	
・治山に関する事項について	
II 変更事項 .....	2
2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	
(4) 伐採総量 .....	2
3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積 .....	3
4 治山に関する事項 .....	4

## 中部山岳森林計画区 第六次国有林野施業実施計画の第二次変更について

国有林野管理経営規程第 14 条第 2 項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更する。  
なお、この変更は令和 6 年 4 月 1 日から効力を生ずるものとする。

### I 変更事由

#### ・伐採総量について

森林の有する機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全の推進を図るため、伐採に関する事項を変更する。

#### ・特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積について

国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）第 6 条第 9 項に基づき、以下の理由により変更する。

国有林野管理経営規程（平成 11 年 1 月 21 日農林水産省訓令第 2 号）の一部改正により、「国有林野の管理経営に関する基本計画」（令和 5 年 12 月策定）に定める特に効率的な施業を推進する森林について記述することとなったため。

#### ・治山に関する事項について

治山事業の保全施設の推進を図るため、治山に関する事項を変更する。

II 変更事項

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(4) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	林 地					林 地 以 外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山 地 災 害 防 止 タ イ プ		(487.46) 68,348	(487.46) 68,348				
	土砂流出崩壊防備	(487.46) 68,348	(487.46) 68,348				
	気象害防備						
自 然 維 持 タ イ プ							
森 林 空 間 利 用 タ イ プ							
快 適 環 境 形 成 タ イ プ							
水 源 <sup>かん</sup> 涵 養 タ イ プ	(269.86) 102,348	(690.27) 91,517	(960.13) 193,865				
	小面積分散伐区	(216.20) 91,022	(379.28) 51,062	(595.48) 142,084			
	長伐期	(8.68) 4,119	(56.00) 6,284	(64.68) 10,403			
	人工林複層伐	(39.84) 6,728	(56.59) 7,699	(96.43) 14,427			
	人工林択伐複層型	(5.14) 479	(198.40) 26,472	(203.54) 26,951			
	その他						
合 計	(269.86) 102,348	(1,177.73) 159,865	(1,447.59) 262,213	30,147	292,360		292,360
年 平 均	(53.97) 20,470	(234.31) 31,134	(288.29) 51,604	6,868	58,472		58,472

(注) 1 ( ) 書きは、伐採面積である。

2 年平均については、変更による伐採量の増減量を残期間(2年)で除したものを従前の年平均に加えて算出した数量である。

(再掲)市町村別内訳

(単位:m<sup>3</sup>)

市 町 村 名	林 地		
	主 伐	間 伐	計
松 本 市	49,219	48,117	97,336
大 町 市		11,312	11,312
塩 尻 市	47,496	69,048	116,544
安 曇 野 市	1,139	29,382	30,521
松 川 村		2,006	2,006
白 馬 村	4,494		4,494
小 谷 村			

(注) 市町村別内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

(単位:ha)

所在地(林小班)	面積
147い・ろ・ち、148い～へ・る、149ほ・と・ち、150ち、151い、152い・ち・ら、218は～へ・と・ち・る・た、236ろ・つ1・つ2・ね・ら～や・め、237い、243い・ほ、319ろ・は、320ち、325い、329い、334ほ・へ、337い、338ほ、343い、344り、346い～は、348い～り、349い、358い・ろ、362へ、364ろ、367い、368い、385い・は・よ・れ、388い・に・る、396ち、399い～は・と・よ、400ろ・に・り～る・か・た・そ～ね、401ろ・と～り・わ、403は・ほ、629は・ち、1501と・ち、1503ろ、1511い、1515は、1516い・に、1523い～に・へ・と、1524い・ろ・と・り～る、1534ろ、1539ろ・は、1541い、1542い・ろ、1547い・に～へ、1548は、1549い・は～へ、1551へ、1553に、1577へ・ち、1580と～り、1582は・る～れ・つ、1584ろ、1590い、1591ろ、1592い、1593ろ～り、1594ろ～る、1598い～へ・ち・り・る・た、1600い～ぬ・た・れ、1601は・に・へ・ち・わ・よ、1602い～に・へ～ぬ、1603い・ろ・へ～ち、1605ほ・へ・り・る	842

(注) 1 林地以外の土地の面積を含まない。

## 4 治山に関する事項

(単位:保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位 置	区 分	工 種	計 画 量
大川沢、小合沢、岩小屋沢、扇沢、不動沢、芦間川、合戦沢、白川上流、橋戸沢、白沢、六百、又白、焼岳、前川、湯川、黒川下流、大寄合沢、横川	保全施設	溪 間 工	18
不動沢、糠沢、奈良井坊主岳、橋戸沢、長堀、六百、西穂、中ノ湯、霞沢、坂巻、黒川下流、北股、浦川、横川	保全施設	山 腹 工	14
中部山岳森林計画区管内の保安林区域内	保 安 林 の 整 備	保 安 林 改 良	355.27
合 計	保全施設	溪 間 工	18
		山 腹 工	14
	保 安 林 の 整 備	保 安 林 改 良	355.27

(注) 1 位置は、単位流域を表す。

2 保全施設の計画量(箇所)は、単位流域の数を表す。

3 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できる。